

エチオピア

1. サマリー

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令は存在しない。</p> <p>憲法や民法が個人情報の保護に関する規定を有するほか、個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 電気通信詐欺法（Telecom Fraud Proclamation）<ul style="list-style-type: none">- URL : http://laws.eag.gov.et/Upload/CassationDecisionsDocument/f0fcaa86-7ee1-4295-91a2-13378de3c8c7.pdf- 施行状況 : 2012年9月4日施行- 対象者 : 電気通信サービス事業者が提供するネットワークを違法な目的（データの不正アクセス、ネットワーク阻害、データの変更・滅失・毀損等の目的）で利用した者- 対象情報 : 違法にアクセス等された電気通信サービス加入者のデータ ■ コンピュータ犯罪法（Computer Crimes Proclamation）<ul style="list-style-type: none">- URL : http://laws.eag.gov.et/Upload/CassationDecisionsDocument/992fbd9d-2fbb-40d2-9a62-7d5bb70b38fb.pdf- 施行状況 : 2016年7月7日施行- 対象者 : コンピュータ・システム上のデータを権限なく取得した者- 対象情報 : コンピュータ・システム上のデータ
------------------	--

	<p>■ 電子署名法 (Electronic Signature Proclamation)</p> <ul style="list-style-type: none"> - URL : http://laws.eag.gov.et/Upload/CassationDecisionsDocument/fce05041-f22e-4930-a225-95748dd53c3e.pdf - 施行状況 : 2018 年 2 月 16 日施行 - 対象者 : 電子署名に関する証明書発行業者 - 対象情報 : 電子署名に関する証明書発行業者に提供された個人データ 																
<p>個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EU の十分性認定 : なし</p> <p>APEC の CBPR システム : なし</p>																
<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利</p>	<p>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="658 810 1489 1209"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 個人参加の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 責任の原則</td> <td>該当する規定は不見当である。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。
① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。																
② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。																
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。																
④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。																
⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。																
⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。																
⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。																
⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。																
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<p>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>—</p>																

	<p>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>① <u>反汚職に関する特別手続及び証拠法（Anti-Corruption Special Procedure and Rules of Evidence Proclamation）</u>、<u>連邦倫理及び反汚職設置法（Federal Ethics and Anti-Corruption Commission Establishment Proclamation）</u> 汚職犯罪の捜査等のため、法務省又は司法長官による無令状での通信傍受やデータへのアクセスや、連邦倫理及び反汚職委員会による被疑者名義の銀行口座情報等へのアクセスを規定。</p> <p>② <u>テロ犯罪の防止及び抑圧法（Prevention and Suppression of Terrorism Crimes Proclamation）</u> テロ犯罪の防止等のため、警察官による無令状での捜索差押えやデータへのアクセス、検察当局の許可を得て行う情報収集等を規定。</p> <p>③ <u>コンピュータ犯罪法（Computer Crimes Proclamation）</u> 重要インフラを損なうおそれのあるコンピュータ犯罪の防止等のため、法務省による無令状での傍受や監視等を規定。</p> <p>④ <u>国家機密及び保安の確保に関する法律（The law establishing the National Intelligence and Security Service）</u> 国家機密及び保安の確保のため、何人も情報提供の要請があれば協力すべき義務を規定。</p>
--	---

(令和4年3月31日更新)